

京都市告示第386号

児童福祉法（以下「法」という。）第24条の28の規定により、次のとおり法第24条の26に規定する指定障害児相談支援事業者を指定しました。

令和5年10月18日

京都市長 門川 大作

- 1 申請者
合同会社綴屋（代表社員 國安 紗世）
- 2 申請者の主たる事務所の所在地
京都市北区大森西町58番地
- 3 事業所の名称
計画相談支援室 つづる
- 4 事業所の所在地
京都市北区出雲路立テ本町108 Noir et Blanc103号室
- 5 指定する事業の種類
障害児相談支援事業
- 6 指定年月日
令和5年10月1日
- 7 事業所番号
2670100250

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）